

労審制度の現状と課題（50年の軌跡をたどりつつ・・・）

2022年11月23日

弁護士 鶴飼 良昭

- はじめに 77年「司法反動阻止裁判闘争討論集会」スタート
弁護士・争議団・労働者と年1回一堂に会して裁判闘争・権利闘争の議論

I 労働紛争（労働者の権利闘争）の現状と課題

- 1 個別労働紛争解決促進法の現状（相談・あっせん等）

別紙②

- 2 労働審判・労働裁判の推移と現状

別紙①

- 3 労働委員会の現状

- 4 現状と問題点（労弁「権利白書」）

①労働審判・裁判件数の頭打ち→原因は

②「職場のいじめ・嫌がらせ」

相談数の1位（民事上の紛争）の23.6%→裁判等は少数

③労働審判の課題

・権利関係の判断がきっちり行われているか

・審判員の役割

「裁判官席の民主主義か飾り物か」

・ a 書証の交付

b 許可代理

c 関係人出席

c 傍聴

d 非開示条項

★裁判官への労働審判効果→山梨県民信用組合最高裁判決（16）

★労働審判員連絡協議会の発足と活動の現状（17）

II 労働審判制で目指したもの（50年の軌跡）

- 1 **70年代**：集団労働紛争と司法反動の時代

①74春闘と「大幅賃上げの行方委員会」、75年スト権スト→ストが見えない社会

★企業社会論、社畜論 etc

★スト損害賠償攻撃

★過労死

* **企業別組織の限界**

② 「法学セミナー」3回連載「職場のいじめの構造と課題」

「工場の壁で民主主義（憲法）は立ち止まる」

★社会への可視化

③ アンドレ・レル「出る杭は打たれる」(岩波現代文庫): 仏労働司祭 70年～91年

Q「8時間労働: 何故残業拒否しない?」A「残業をやらないと日本人にはなれな

い」Q「8時間制を闘い取った仏労働者」A「それなら俺たち大丈夫。経済競争に勝

つぞ!」Q「組合づくり」A「日本の諺: 出る杭は打たれるのです」「波風を立てて目

立ってはいけない! あからさまに異議を唱えてはいけない。これは不文律だ。

日本人は必ず守らなければならない。」「就職で田舎を出る息子に母親は『長い

ものには巻かれる、だよ』と言って聞かせる。』

★そんな中でも頭を上げて立ち上がる労働者がいる。」「まだまだ希望はある。

世の中は変わりうる。あらゆる人を愛し敬う心を備え、経済政治を変革し、現代

における新しいモラルを創造しうる人間、そういう人間はどこにでもいる。』

・韓国での体験: 「金大中救出運動」を通じて知ったこと

★イェリック「権利のための闘争」

*労働運動の限界と社会で可視化する運動への展望(冷戦構造の崩壊)

*弁護士と労働組合・運動との役割分担(労線統一)

2 90年代: 個別別労働紛争の時代(冷戦構造とバブルの崩壊)

① 労弁幹事長: 労働事件がない労弁→労働相談ホットラインの衝撃(93)

・労働者の声を聞き立ち上がりをサポートする体制の必要性

○海外調査

○ホットラインの常設とネットワーク

○働くためのルールシステム作りの運動

★労弁: 労働契約法と労働裁判所(ETとACAS型か独型か)の提案

★「労働運動に望むこと」(94神奈川交流ブックレット)

② 労働紛争解決システムの整備

・個別労働紛争解決促進法(01年)

◎ 労働審判法(04年)→「裁判官席の民主主義か飾り物か」*統治客体から主体へ

○法の支配を雇用社会に浸透させる→権利闘争の武器としての司法

○官僚司法から参加型司法へ

・労契法(07年)→民事紛争のルール→「個の自立と立ち上がり」★司法改革の理念

・個別紛争の相談・解決のネットワーク→労・弁・行ネットワーク、権利基金

・集団的紛争は? 別紙③

★労弁ワーカーの取組み

3 これからの課題

① 我が国の現状 別紙③

- ・柳川紀之「円安の元凶!日本経済の「衝撃のデータ」」(文春12月)
経産省「未来人材会議」のデーター日本企業の国際競争力→31位

日本財団「18歳意識調査」(国や社会に対する意識)2019年

【自分の国に解決したい社会問題がある】

韓:72% 中:73% 英:78% 米79% 独:66% 日本:46%

【自分で国や社会を変えられると思う】

韓:40% 中:66% 英:51% 米:66% 独:46% 日本:18%

【将来の夢を持っている】

韓:82% 中:96% 英:91% 米:94% 独:92% 日本:60%

- ・実質賃金の低下・格差拡大と将来への不安
安倍一強体制→チェック体制の麻痺→問題の先延ばし→
- ・政府財界の処方箋→新たな資本主義? 賃上げ?
 - ①雇用の流動化(多様な人材の育成)
 - ②教育改革ets

② ストライキ(団体行動)が見えなくなった日本社会 別紙③

★ストライキの意義の再定義・憲法保障の意義

★民主主義とスト権(当事者・参加意識)

★東大社研の「生活上のトラブルに対する意識調査」

「解決すべき重要な紛争」トップが「職場のトラブル」

◎労働審判の課題:個の立上りと当事者意識・参加意識→**件数が二桁低い**

「権利基金」(組合の位置付) 労弁の奮起 許可代理等の取組み

★**不法・不正に立上るのが当たり前の社会に!**

◎組織化(オルグ)への取組み★本気で過半数を!

*アマゾン・スターバックス・ゲ-ゲル等の闘い→米法制の障壁と過半数を取る闘い

*専門の力がナイザ-が必要(大学に講座)

★憲法の要請で税金を入れる分野 ★労審を組織化の武器に!

★トビケイ「来たれ 新たな社会主義」:参加・分権・民主・環境・多様性

斉藤幸平「人新世の資本論」ets